

貨物区域の固定式消火装置の免除に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

貨物区域の固定式消火装置の免除に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 10.7 規則においては、火災の危険性が低い貨物を運送する場合、貨物区域に要求される固定式ガス消火装置を免除できる旨規定されている。また、火災の危険性が低い貨物については、国際海上固体ばら積み貨物コード（IMSBC コード）及び貨物一覧（MSC.1/Circ.1395/Rev.2）を参照するよう規定されている。

当該貨物一覧は、IMO において定期的に見直しが行われており、2017 年 6 月に開催された IMO 第 98 回海上安全委員会（MSC98）において、最新の貨物一覧が MSC.1/Circ.1395/Rev.3 として承認された。

このため、最新のサーキュラー番号を参照するよう、関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則検査要領 R 編 10.7 において、火災の危険性が低いと認められる貨物として、最新の貨物一覧である MSC.1/Circ.1395/Rev.3 を参照するよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R10.7.1, R10.7.2